

仕 様 書

1. 業務名

特定空家等解体業務委託（甲府市羽黒町）

2. 用語の定義

本仕様書に記載する用語の解釈は以下のとおりとする。

- （１）「委託者」とは、甲府市をいう。
- （２）「受託者」とは、本委託の受託実施者をいう。

3. 業務内容

- （１）建物及び工作物等の除却
- （２）更地の整地

4. 業務場所

甲府市羽黒町1301番地11（※別添図面参照）

5. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和5年1月31日まで

6. 除却対象物

別添図面参照

なお、家屋の外壁、内壁、軒天についてアスベスト調査を行った結果、軒天ケイカル板にアスベストが含有していることが判明しているため、適切な対応を行うこと。（※別添「特定空家等アスベスト調査」参照）

7. 実施場所における条件等

- （１）解体業務は、委託者による代執行開始宣言が終了後、委託者の指示に基づき、速やかに着手すること。
- （２）解体作業時及び作業終了後も安全対策は十分対応すること。また、重機による掘削時は騒音・振動等に留意し、近隣住民に迷惑をかけないようにすること。
- （３）作業により発生する粉塵等について、広範囲に飛散しないよう努めること。
- （４）仮設トイレ・休憩用テントなどの施設の提供はない。
- （５）作業員駐車スペースは、現場の状況によって各自が確保するほか、市が借用した土地（※別添「駐車場地図」参照）を使用すること。
- （６）不明な事柄については委託者と協議を行うこと。
- （７）作業終了後は整地を行うこと。

(8) 近隣住民と調整を行い、住宅・駐車場等の進入路を確保したうえで作業を行うこと。

8. 現場代理人等

受託者は、解体作業の管理・作業について十分な資質・知識・経験を有する現場代理人及び主任技術者を定め、指定様式に記載し、委託者に提出すること。

9. 事前準備及び作業上の注意事項

(1) 事前準備

着手前に必ず業務実施場所の状況を把握し、現地踏査を実施すること。異なる事項・状況などがある場合には速やかに委託者と協議し、対応について了承を得ること。

(2) 連絡調整

- ① 解体作業を実施するにあたっては、事前に委託者と、解体業務の趣旨、方法、期間等の事項に関して協議し、必要に応じて関係機関及び近隣住民へ周知を行うこと。
- ② 実施場所現場周辺の病院、所轄の警察及び消防署の場所並びに連絡先を確認すること。
- ③ 実施場所近隣及び作業車等通行道路に、通学路や学校・幼稚園・保育園・児童福祉施設・高齢者養護施設・障害者養護施設等（以下：「学校等」とする）が所在する場合、必要に応じて学校等に解体作業の趣旨、方法、期間等を説明し、安全上の協力をお願いすること。
- ④ 以上の行為については委託者に報告すること。また、業務の履行中に近隣住民から要望・意見等を受けた場合は直ちに委託者へ報告すること。

(3) 作業実施

- ① 各種法令に従うこと（別添「図面」特記事項等参照）
- ② 作業中に生じた不明な事柄については、委託者と協議し、指示を受けること。

(4) 環境整備・安全対策等

- ① 業務の実施にあたっては労働安全衛生法および労働基準法その他関係法令を遵守し、必要に応じて作業の安全を確保するために安全対策設備等を設置すること。
- ② 作業範囲及びその周辺にみだりに人が立ち入らないようにし、安全措置を講じること。また、実施場所内道路及び実施場所隣接地を通行する者の安全に配慮すること。
- ③ 環境整備として、廃材や排土の飛散流出対策、仮設トイレ等の臭害対策、整理整頓等の措置を講ずること。
- ④ 解体作業名・作業予定期間及び連絡先等を明記した看板を明示すること。
- ⑤ ①～④で講じた措置はデジタル写真にて記録すること。
- ⑥ 受託者は1日の作業内容を記入した調査日誌を作成すること。
- ⑦ 受託者は1日の作業終了後、作業内容を甲府市空き家対策課に報告すること。

(5) 動産の扱い

- ① 価値ある又は価値があると思われる動産（以下：「価値ある動産等」）を発見した場合は、直ちに委託者へ種別・発見した場所を連絡し、指示を受けること。また、価値ある動産等の写真撮影を行うこと。
- ② 価値ある動産等の引き渡しについては、別添「動産引渡し書」に記録し、価値ある動産等と

共に委託者へ引き渡すこと。

(6) 写真撮影

- ① 写真撮影はデジタルカメラ等にて撮影すること。デジタルデータは安全な保守管理を行うこと。
- ② 作業実施日に、作業開始前、作業状況のわかる写真、作業終了時の写真を撮影し、日誌へ添付すること。

(7) 対人対応

- ① 一般市民へ対応した場合は、委託者に報告すること。
- ② 報道関係者から取材の申し込みがあった場合は、その対応について直ちに委託者へ連絡し引き継ぐこと。
- ③ 所有者やその関係人を主張するものが来訪した場合は、直ちに委託者に連絡し、指示を受けること。

10. 検査

- (1) 検査は、受託者立会いのもと行うこと。
- (2) 作業期間中は必要に応じ、委託者が行う随時視察検査による指示に従うこと。
- (3) 受託者は、解体作業終了予定日について、解体作業終了予定日の5営業前には委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、解体作業終了予定日の2営業前までに、委託者とともに現場確認をし、代執行終了について瑕疵がないか確認をする。

11. 報告書の納品

(1) 成果品及び納品方法

- ① 報告書は、A4ファイルに綴じて納品すること。
- ② デジタル写真は、ファイル形式でCD等媒体に記録して納品すること。
- ③ 作業日誌は、A4ファイルに綴じて納品すること。

(2) 納品時期

- ① 作業完了後、令和5年1月31日までに納品すること。

(3) 納品場所は、甲府市空き家対策課とする。

12. その他

本仕様書の定めのない事項は委託者と協議して定めるものとする。